

生徒心得

茨城県立潮来高等学校

1 遅刻・早退・欠席の防止について

- (1) 基本的な生活習慣を整え、充実した学校生活を送れるように心がけてください。欠席は「3年間で10日以内に抑える」ことが、進学・就職に向けて望ましいです。
- (2) やむを得ず遅刻・早退・欠席をする場合は、必ず学校に連絡してください。

2 登下校について

- (1) 授業開始時刻は午前8時40分ですが、余裕をもって安全に登校してください。
- (2) 下校時刻は午後5時（但し、11月～2月は午後4時30分）です。

3 交通安全について

- (1) 交通ルールを順守し事故の当事者にならないようにしてください。特に入学後、しばらくの期間は、慣れない道路を通学することになるので十分に注意してください。
- (2) 通学用自転車は普通自転車（長さ190cm以下、幅60cm以下）を利用してください。自転車通学者は、学校指定のステッカーを添付し、必ず点検を行ってください。自転車は所定の駐輪場に置き、施錠してください。
- (3) 送迎車の学校敷地への乗り入れは、生徒の事故防止のため、原則禁止となっています。ただし、生徒が怪我等で歩行困難な場合や荒天時は十分に注意して乗り入れて下さい。
- (4) 万が一に備え自転車保険に加入して下さい。

4 原動機付自転車（バイク）の免許取得・運転について

- (1) 生徒の生命・身体を事故から守るという立場から、特別な場合を除きバイクの免許取得は原則禁止です。
- (2) 部活加入者で通学距離が6km以上ある者に限り1年生（3月）より許可します。詳しい条件等は担任に確認してください。

5 アルバイトについて

- (1) アルバイトは許可制とします。無断でアルバイトをしないでください。
- (2) 1年生のアルバイト許可は1学期中間テストの成績が確定してからです。詳しい条件等は担任に確認してください。

6 交友関係について

- (1) 無断外泊、夜間外出、家出等の問題行動を起こさないでください。
- (2) 「茨城県青少年の健全育成条例」により高校生の深夜外出（午後11時～午前4時）は保護者同伴であっても禁止です。

7 携帯・スマホの利用について

- (1) スマホ家庭のルールを必ず学校に提出してください（県内の公立高校すべて実施）。
- (2) 校内への持ち込みは許可しますが、授業中に使用した場合は預かり、放課後に返却します。ただし許可を得て、学習者用端末として授業中に利用することは認めます。
- (3) 個人情報や不適切な画像等の掲載は絶対にしないでください。
- (4) 他人を誹謗中傷するような書き込みがあった場合は、保護者の方に確認してもらい、削除してもらいます。
- (5) SNS（ツイッター、インスタグラム等）を公開している場合は、その内容を保護者の方が時折確認して下さい。不適切な画像の掲載が社会問題になっています。
- (6) 歩行中、自転車運転中は絶対に使用しないでください（道路交通法で禁止されています）。

制服規定

冬服	学校指定 ブレザー、スラックス、シャツ、ネクタイ	学校指定 ブレザー、スカート、シャツ、リボン
	備 考 <ul style="list-style-type: none"> ・スカート丈は、膝頭が隠れる程度（許容範囲は、膝頭中央部から上下5cm）。 ・指定のカーディガン、ベスト着用可。 ・ストッキング着用の場合 無地単色（黒・肌色）。 ・コート 無地単色（黒・紺・茶・グレー）。 ・部活動等で使用しているウィンドブレーカー着用可。 ※上記以外の防寒着を着用したい場合は必ず許可を得ること。	
夏服 (6～9月)	学校指定 スラックス、 シャツ、 ネクタイ	学校指定 スカート、 シャツ、 リボン
	備 考 <ul style="list-style-type: none"> ・指定のブレザー、カーディガン、ベスト着用可。 ・裾の長いシャツ（オプション）を着用の際はウエストインすること。 	
靴等	通学靴 … 黒・茶の革靴または運動靴（ファッション性の高くないもの） 靴 下 … 白・黒・紺（足首がかくれる丈～ひざ下丈） 上履き … 学校指定 体育着 … 学校指定	
携行品等	1 通学用バッグは教科書等が入り、チャック等で口の締まるもの。 2 化粧品、装飾品、危険物等、勉学に不必要な物品は持ち込まない。 3 マフラー類、手袋、コート類は、原則室内で着用することはできない。 4 指示された場においてはネクタイ、リボン、ハイソックス等を着用する。 5 やむを得ず異装する場合は、異装願を提出して許可を受ける。 6 譲り受けた制服がある場合は点検を受けて許可を得てから着用する。	

頭髪規定

<ol style="list-style-type: none"> 1 着色、脱色等で髪の色を変えてはいけない。 2 極端な刈り上げ等、変則的な髪型は禁止する。 3 パーマやヘアアイロン等でファッション性のある髪型は禁止する。 4 エクステ等の付け毛は禁止する。 5 常に高校生としてふさわしい落ち着いた髪型（面接試験等で好印象を与える）とする。 ※ 規定違反は速やかに改善すること。
<p>潮来高校では、「日常の頭髪・服装が重要」という認識に立ち指導しています。</p> <p>茶髪・変則的髪型等は、中学生～高校生段階では、「社会的に認められていない」という現実があり、進路決定の際に不利になります。つまり、外見を基準に学校や個人の中身が判定される（外見は内面の延長上にある）ことが多いです。したがって「見た目は大切」です。また、制服を着用するのは公私の切り替えをする瞬間です。学校生活に集中するには、きちんとした服装で登校することは大切です。このような背景から月に1度、頭髪・服装指導を行っています。</p>